

各

| |
|------|
| 都道府県 |
| 指定都市 |
| 中核市 |

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長

産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取扱いについて

母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第 69 条）により、「産後ケア事業」が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号。以下「法」という。）上に位置付けられ、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、その実施に努めなければならないこととされた（法第 17 条の 2 第 1 項。令和 3 年 4 月 1 日施行。）。

また、今般、消費税法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 116 号）により、消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）の一部が改正され、法第 17 条の 2 第 1 項に規定する産後ケア事業（以下「産後ケア事業」という。）として行われる資産の譲渡等について、消費税を非課税とすることとされた（消費税法施行令第 14 条の 3 第 7 号。令和 3 年 4 月 1 日施行）。

これに伴い、産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取扱いを下記のとおり整理したので、御了知の上、都道府県におかれては、貴管内の市町村に対して、周知いただくようお願い申し上げます。

なお、下記 5 の内容については、国税庁課税部消費税室と協議済みであることを申し添える。

記

1. 産後ケア事業の実施主体

産後ケア事業の実施主体は、市町村である（法第 17 条の 2 第 1 項本文）。また、市町村は、当該事業の全部又は一部について、病院、診療所又は助産所等その他適切と認められる団体等に対し、その実施を委託することができる（法第 8 条の 2）。

2. 産後ケア事業による保健指導等の対象者

(1) 産後ケア事業による保健指導等の対象者は、次に掲げる者である（法第 17 条の 2 第 1 項本文）。

- ・ 出産後一年を経過しない女子

- ・ 乳児

(2) なお、次に掲げる者も、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた援助のために必要と認められる範囲で、産後ケア事業による保健指導等の対象者となる。

- ・ 出産後一年を経過しない女子の配偶者（事実婚を含む。）
- ・ 乳児の兄弟姉妹
- ・ 乳児の養親又は里親

3. 産後ケア事業の実施施設

産後ケア事業における保健指導等は、次の各号に掲げる事業類型に応じ、当該各号に掲げる施設において提供する（法第 17 条の 2 第 1 項）。

ア 短期入所型（同項第 1 号）

- ・ 病院
- ・ 診療所
- ・ 助産所
- ・ その他市町村長が適当と認める施設

イ 通所型（同項第 2 号）

- ・ 病院
- ・ 診療所
- ・ 助産所
- ・ 法第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センター
- ・ 地域保健法（昭和 22 年法律 101 号）第 18 条第 1 項に規定する市町村保健センター
- ・ その他市町村長が適当と認める施設

ウ 居宅訪問型（法第 17 条の 2 第 1 項第 3 号）

- ・ 2 に掲げる者（以下「実施対象者」という。）の居宅

4. 産後ケア事業における業務の内容（範囲）

(1) 中心的業務（産後ケアサービス）

産後ケア事業においては、実施対象者に対し、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じ、①保健指導、②療養に伴う世話、又は③育児に関する指導、相談その他の援助（以下「産後ケアサービス」という。）を行うこととしている（法第 17 条の 2 第 1 項）。

具体的には、保健指導、生活相談、乳房ケア、心理的ケア、育児指導、栄養指導（出産後の身体的回復に配慮したバランスのよい食事や、授乳中であれば総カロリーや栄養素全般を付加した食事の提供を含む。）その他の母親の身体的回復と心理的な安定と適切な授乳のために実施するサービスがこれに該当する。

一方、いわゆるエステティックなど、母体の身体的回復等の目的と異なるものについては、産後ケアサービスに該当せず、また、産後ケア事業にも含まれない。

なお、産後ケア事業の実施に当たっては、産後ケアサービスの全てが実施対象者に提供されることが望ましい。

(2) 付随的業務

3のア（短期入所型）及びイ（通所型）に掲げる事業を遂行するに当たり必要とされる付随的業務、例えば、施設の清掃業務・洗濯業務（ベッドシーツのクリーニング等）や、利用料徴収等の事務業務については、施設環境整備や事業の遂行のために不可欠であると考えられるため、産後ケア事業に含まれる。なお、実施対象者に対して行う衣類のクリーニングサービスは、身体的回復と心理的な安定のために行うものではなく、また、施設環境整備等に不可欠な業務ではないことから、産後ケア事業に含まれない。

また、3のウ（居宅訪問型）に掲げる事業の遂行に当たって行われる居宅における清掃・洗濯業務等は、身体的回復と心理的な安定のために行うものではなく、また、施設環境整備等に不可欠な業務ではないことから、産後ケア事業に含まれない。

(3) 利用者決定業務

なお、産後ケア事業の利用者の決定は実施主体である市町村が行うものであり、当該利用者決定業務は産後ケア事業に含まれるものではない。

(4) 産後ケア事業の委託

上記1のとおり、産後ケア事業の実施主体である市町村は、当該事業の全部又は一部について、病院、診療所又は助産所等その他適切と認められる団体等に対し、その実施を委託することができる（法第8条の2）。

このため、「産後ケア事業を委託すること」についても、産後ケア事業に含まれる。

ただし、産後ケア事業とは、法第17条の2第1項において、同項各号のいずれかに掲げる事業（短期入所型、通所型、居宅訪問型）と定義されている。したがって、「産後ケア事業の委託」と言えるのは、同項各号のいずれかに掲げる事業（短期入所型、通所型、居宅訪問型）の単位で、産後ケアサービスを委託する場合、又は、産後ケアサービスと付随的業務を併せて委託する場合に限られ、付随的業務のみを病院・診療所・助産所等（以下「病院等」という。）や民間事業者等に委託した場合は「産後ケア事業の委託」とは言えない（例えば、市町村が産後ケア事業のうち、産後ケアサービス（中心的業務）の実施を病院等に委託し、施設の清掃業務や利用料徴収等の付随的業務のみを民間事業者等に委託した場合、前者は産後ケア事業の委託と言えるが、後者は付随的業務のみの委託であり、産後ケア事業の委託とは言えない。）。

（注1）別紙1参照

5. 産後ケア事業に係る消費税の取扱い

国内において事業者^{※1}が行う資産の譲渡等^{※2}は、消費税の課税対象となるが、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」は消費税を非課税とすることとされた。

その具体的な取扱いについては、次の(1)から(4)のとおり。

※1 個人事業者及び法人をいい、国、地方公共団体が一般会計又は特別会計として行う事業は、一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなされる。

※2 事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供等をいう。

(1) 市町村が産後ケア事業（短期入所型、通所型、居宅訪問型）として自ら実施対象者に

対して産後ケアサービス（保健指導等）を行い、当該実施対象者から利用料を徴収する場合、当該利用料を対価として行う産後ケアサービスは、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」に該当し、消費税が非課税となる（利用料は非課税。）。

なお、市町村において、利用料を徴収しないとすることも可能であり、この場合、その行う産後ケアサービスは、対価を得て行う役務の提供（資産の譲渡等）ではないことから、消費税の課税対象とならない（消費税不課税。）。

- (2) 市町村が産後ケア事業の実施を病院等に委託し、病院等が市町村から委託料を受領する場合、病院等が市町村に対し「産後ケア事業の実施の受託」という役務提供を行うものであり、上記4(4)のとおり、「産後ケア事業を委託すること」も産後ケア事業に含まれることから、当該委託料を対価として行う当該役務提供は、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」に該当し、消費税が非課税となる（委託料は非課税。）。

なお、産後ケア事業の委託と言えるのは、上記4(4)のとおりであることから、市町村が産後ケア事業の実施を病院等に委託した場合に消費税が非課税となるのは、同項各号のいずれかに掲げる事業（短期入所型、通所型、居宅訪問型）の単位で、産後ケアサービスを委託する場合、又は、産後ケアサービスと付随的業務を併せて委託する場合に限られ、付随的業務のみを病院等や民間事業者等に委託した場合は産後ケア事業の委託とは言えず、消費税の課税対象となる（委託料は課税。例えば、市町村が産後ケア事業のうち、産後ケアサービス（中心的業務）の実施を病院等に委託し、施設の清掃業務や利用料徴収等の付随的業務のみを民間事業者等に委託した場合、前者は産後ケア事業の委託として消費税が非課税となるが、後者は付随的業務のみの委託であり、産後ケア事業の委託とは言えず、消費税の課税対象となる。）。

- (3) 市町村から産後ケア事業の実施の委託を受けた病院等が、産後ケア事業として実施対象者に対して産後ケアサービス（保健指導等）を行い、当該実施対象者から利用料を徴収する場合、当該利用料を対価として行う産後ケアサービスは、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」に該当し、消費税が非課税となる（利用料は非課税。）。

なお、病院等において、利用料を徴収しないとすることも可能であり、この場合、その行う産後ケアサービスは、対価を得て行う役務の提供（資産の譲渡等）ではないことから、消費税の課税対象とならない（消費税不課税。）。

- (4) 市町村から産後ケア事業の実施を委託された病院等が、産後ケア事業のうち付随的業務のみを民間事業者等に委託し、当該民間事業者等が当該病院等から委託料を受領する場合、当該委託料を対価として行う役務提供は、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」に該当せず、消費税の課税対象となる（委託料は課税。）。

また、民間事業者等が、市町村等に対して産後ケア事業で使用する物品を販売する場合、当該物品の販売は、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」に該当せず、その物品の販売が非課税とされる場合を除き、消費税の課税対象となる。

(注2) 別紙2参照。

(注3) 市町村が産後ケア事業の実施を病院等に委託する場合、その委託料が非課税の対象となることを明確にする観点から、委託契約書等において、母子保健法第17条の

2 第 1 項に規定する産後ケア事業の実施の委託であること及び、産後ケア事業のうち付随的業務のみを委託するものでないことを明らかにされたい。

なお、市町村から産後ケア事業の委託を受けていない病院等又は民間事業者等が、産後ケアサービスと同様のサービスを利用者に提供し、当該利用者から利用料を徴収する場合、当該利用料を対価として行うサービスは、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」に該当せず、消費税の課税対象となる。

6. 委託料積算・利用料算定の標準パターン

産後ケア事業の実施主体となる各市町村における委託料の積算及び利用料の設定方法について、次のとおり、モデルケース（各自治体にとってのモデルとなる手法をいう。）を示すので、参考とされたい。

ア 委託料の積算方法のモデルケース

- ・ 保険診療（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条の療養の給付をいう。）の中で産後ケアサービスと類似するものの診療報酬（健康保険法第 76 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額をいう。）を主たる参考に委託料を積算し、全体の委託料を設定すること。
- ・ 受託機関がすでに実施している診療報酬以外の産後ケア事業に類似する事業の利用料金を参考に、委託料を積算し、全体の委託料を設定すること。

イ 委託料を踏まえた利用料の設定方法のモデルケース

- ・ 上述のとおり設定された全体の委託料（現行は、それに消費税額を上乗せしたもの）に定率（30%等）を乗じ、全体の利用料を設定すること。
- ・ 上述の方法で設定した全体の利用料に、利用者数の過去実績や見込み等を参照に個別の利用料を設定すること。

Point 母子保健法第17条の2に規定する「産後ケア事業」の範囲のイメージは以下のとおり。



対象者の選定

市町村が
対象者を選定し
利用方法を選定し
事業の実施を決定



産後ケア事業

**I ショートステイ
（短期入所）**

病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設であって、産後ケアを行うもの（IIにおいて「産後ケアセンター」という。）に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業

中心的業務（産後ケアサービス）

⇒ ①保健指導、②療養に伴う世話、③育児に関する指導、相談その他の援助

〔事業を遂行するに当たり必要とされる付随的業務〕

⇒ 施設の清掃業務、洗濯業務（ベッドシーツのクリーニング等）、利用料徴収等の事務業務 等

**II デイサービス
（通所）**

産後ケアセンターその他の厚生労働省令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業

中心的業務（産後ケアサービス）

⇒ ①保健指導、②療養に伴う世話、③育児に関する指導、相談その他の援助

〔事業を遂行するに当たり必要とされる付随的業務〕

⇒ 施設の清掃業務、洗濯業務（ベッドシーツのクリーニング等）、利用料徴収等の事務業務 等

**III アウトリーチ
（居宅訪問）**

産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業

中心的業務（産後ケアサービス）

⇒ ①保健指導、②療養に伴う世話、③育児に関する指導、相談その他の援助

〔事業を遂行するに当たり必要とされる付随的業務〕

⇒ 利用料徴収等の事務業務 等

Point

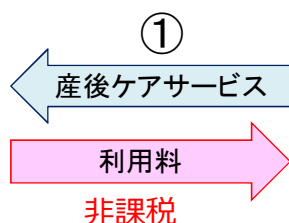


上記について、**赤枠囲み** は外注（委託）した場合、産後ケア事業の委託となる部分。

一方、**黒点線囲み** については、産後ケア事業を構成する要素ではあるが、中心的業務と併せて外注（委託）されるものでない（付随的業務のみ委託する）場合、産後ケア事業の委託とは言えない。

1. 市町村が、産後ケア事業（短期入所型・通所型・居宅訪問型）として自ら実施対象者に対して産後ケアサービス（保健指導等）を行い、当該実施対象者から利用料を徴収する場合。

【実施対象者】



【市町村】

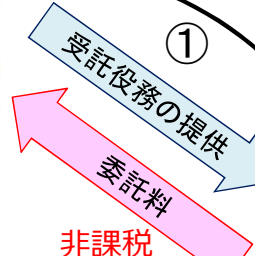
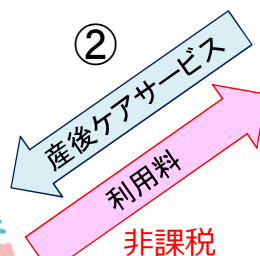


- 利用料を対価として行う産後ケアサービス【①】は、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」として、消費税が非課税となる（**利用料は非課税**）。

2. 市町村が、産後ケア事業（短期入所型・通所型・居宅訪問型）の実施を病院・診療所・助産所等（以下「病院等」という。）に委託し、病院等が市町村から委託料を受領する場合。

また、当該病院等が、産後ケア事業として実施対象者に対して産後ケアサービス（保健指導等）を行い、当該実施対象者から利用料を徴収する場合。

【受託者】
（病院等）



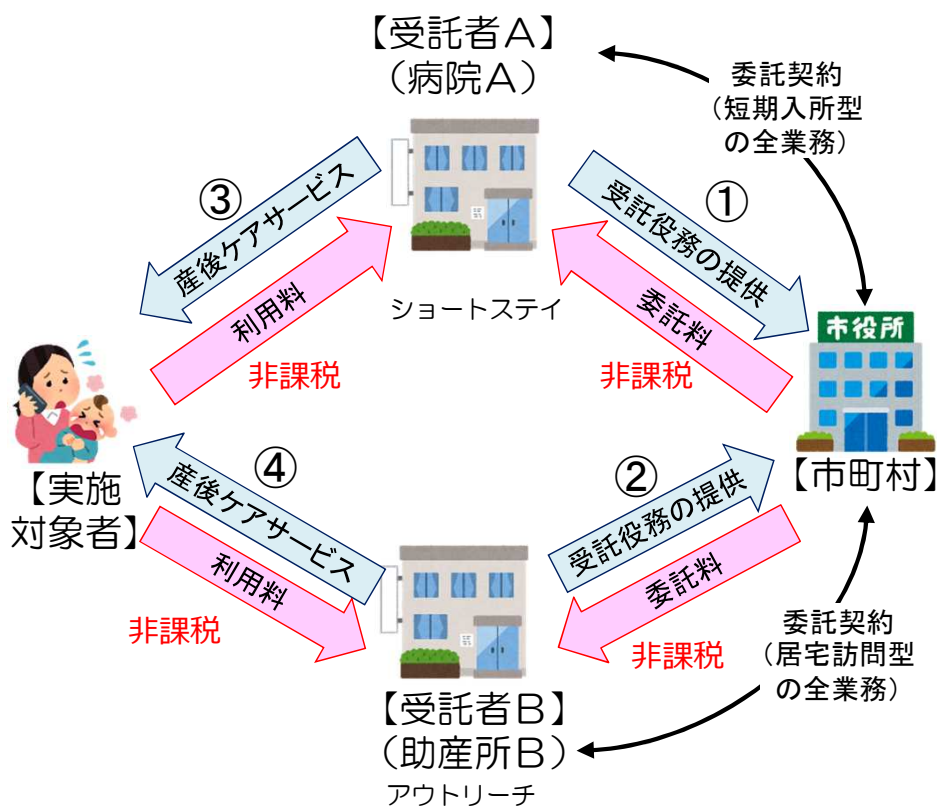
【市町村】

- 病院等が市町村に対し、委託料を対価として行う役務提供（産後ケア事業の実施の受託）【①】は、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」として、消費税が非課税となる（**委託料は非課税**）。
- 病院等（受託者）が実施対象者に対し、利用料を対価として行う産後ケアサービス【②】は、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」として、消費税が非課税となる（**利用料は非課税**）。

【実施対象者】

産後ケア事業に係る消費税の取扱い

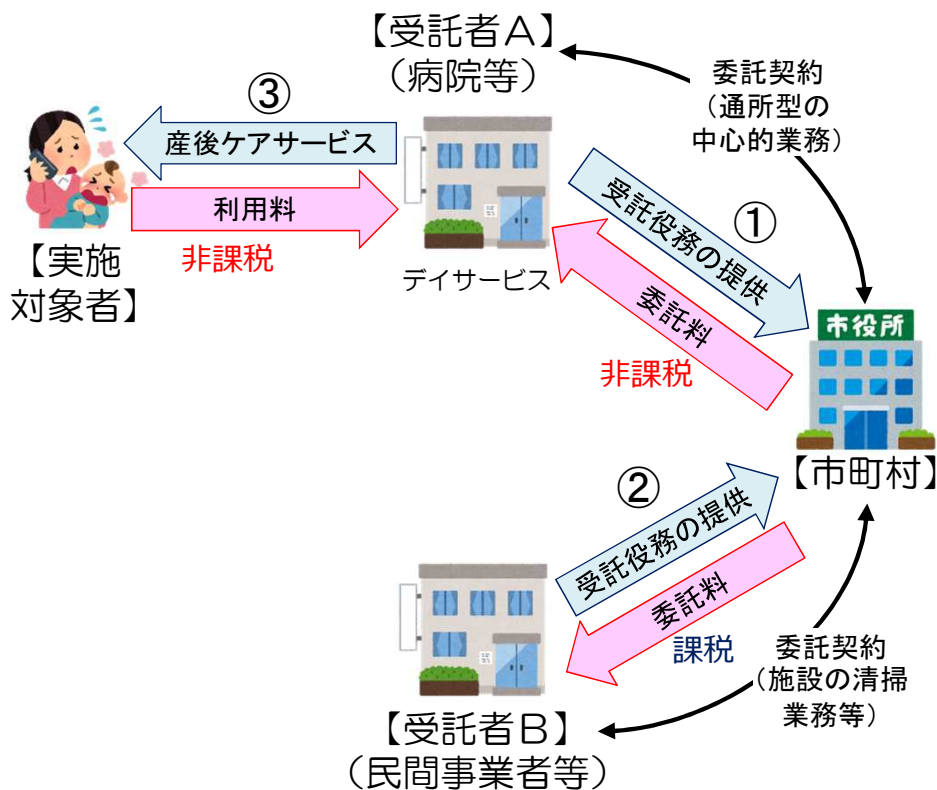
3. 市町村が、産後ケア事業のうち、短期入所型の全業務の実施を病院Aに委託し、居宅訪問型の全業務の実施を助産所Bに委託した場合



- 病院A（受託者A）が市町村に対し、委託料を対価として行う役務提供【①】は、産後ケア事業の受託であり、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」として、消費税が非課税となる（**委託料は非課税**）。
- 助産所B（受託者B）が市町村に対し、委託料を対価として行う役務提供【②】は、産後ケア事業の受託であり、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」として、消費税が非課税となる（**委託料は非課税**）。
- 病院A又は助産所Bが実施対象者に対し、利用料を対価として行う産後ケアサービス【③・④】は、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」として、消費税が非課税となる（**利用料は非課税**）。

産後ケア事業に係る消費税の取扱い

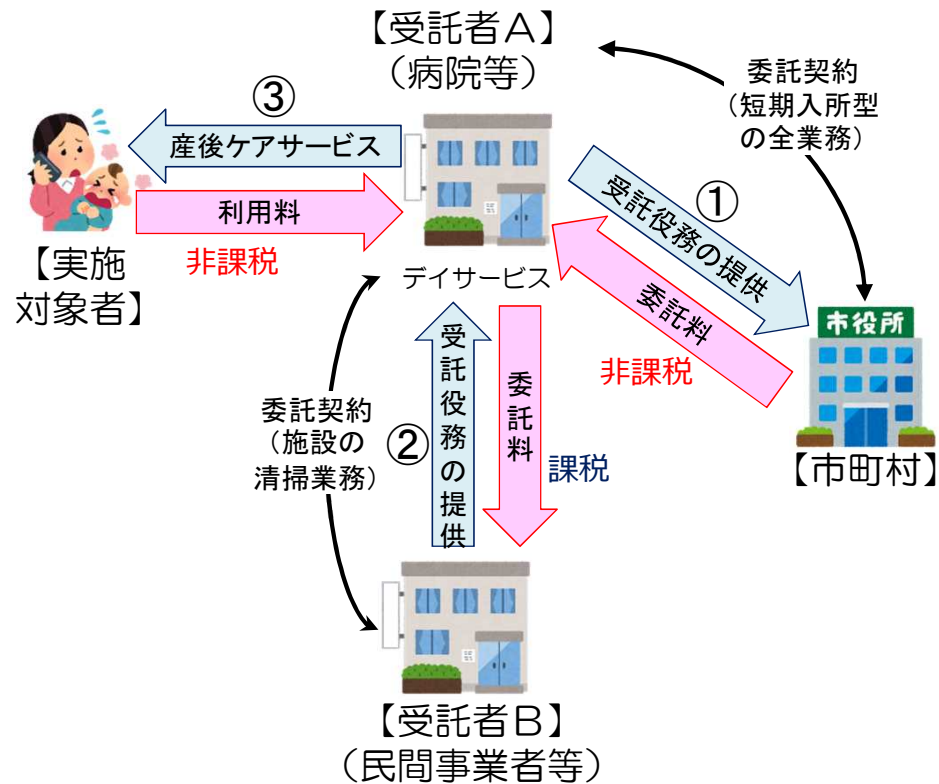
4. 市町村が、産後ケア事業（通所型）のうち、産後ケアサービス（中心的業務）の実施を病院等に委託し、施設の清掃業務等の付随的業務のみを民間事業者等に委託した場合



- 病院等（受託者A）が市町村に対し、委託料を対価として行う役務提供【①】は、産後ケアサービスの実施の受託であり、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」として、消費税が非課税となる（**委託料は非課税**）。
- 民間事業者等（受託者B）が市町村に対し、委託料を対価として行う役務提供【②】は、施設の清掃業務の受託であり、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」に該当せず、消費税の課税対象となる（**委託料は課税**）。
- 病院等（受託者A）が実施対象者に対し、利用料を対価として行う産後ケアサービス【③】は、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」として、消費税が非課税となる（**利用料は非課税**）。

産後ケア事業に係る消費税の取扱い

5. 市町村から産後ケア事業（通所型）の実施を委託された病院等が、受託した産後ケア事業の実施のうち施設の清掃業務等の付随的業務のみを民間事業者等に委託した場合



- 病院等（受託者A）が市町村に対し、委託料を対価として行う役務提供【①】は、産後ケア事業の実施の受託であり、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」として、消費税が非課税となる（**委託料は非課税**）。
- 民間事業者等（受託者B）が病院等（受託者A）に対し、委託料を対価として行う役務提供【②】は、施設の清掃業務の受託であり、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」に該当せず、消費税の課税対象となる（**委託料は課税**）。
- 病院等（受託者A）が実施対象者に対し、利用料を対価として行う産後ケアサービス【③】は、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」として、消費税が非課税となる（**利用料は非課税**）。